

## 「買物公園等の放置自転車対策（条例骨子案等）」に対する意見の募集結果について

○意見募集期間：平成26年2月14日（金）から平成26年3月14日（金）まで

○意見提出者：4名（個人4，団体0）

○意見の要旨及び意見に対する旭川市の考え方：次表のとおり

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する市の考え方
1	<p>1 「中心市街地活性化基本計画」（以下「計画」）と関わりの深い買物公園等を、条例により規制することについて、以下の意見を提出する。</p> <p>「計画」では、「コンセプト＝歩行者空間「買物公園」が奏でる「集い」のシンフォニー」と書かれているように、人をいかに集めるかが課題であるが、自転車もそのための重要な交通手段ではないのか。</p>	<p>中心市街地への交通手段として自転車は重要なものでありますが、一方で、買物公園等では多くの路上駐輪や放置自転車があることで、歩行者の安全な通行を阻害する状況となっております。中心市街地の活性化には、こうした状況を解消して市民や来街者が安心安全に集うことのできる空間を確保することが重要と考えておりますので、放置自転車の解消を目指す施策として、自転車の放置を防止するための条例を策定、実施していく必要があると考えております。</p>
	<p>2 「計画」は、行政と中心市街地活性化協議会で一体になって立案したものであるが、自転車による来街者の位置付けに関する意見が見当たらない、意見を出してもらうべきではないか。</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>3 「計画」の区域内の住民・居住者の意見をどのように聞いているのか。</p>	<p>懇談会には、地域の方々の代表として中央地区市民委員会に御参加いただき、御意見等を頂戴しておりますとともに、本パブリックコメントにより「計画」の区域内の住民・居住者の御意見を頂戴したものであります。</p>
	<p>4 自転車の「放置」の定義について、懇談会でも議論されたようだが、実際には「直ちに移動」と定義できないのではないか。</p>	<p>「直ちに移動」では、自転車を離れた時点で放置自転車となり、来街者への影響が大きいことから、資料のとおり「速やかに移動」とする考えであります。</p>
	<p>5 買物公園は歩行者専用道路であることから、規制ありきの考えと受け取れるがどうか。</p>	<p>これまでに、駐輪場への案内誘導や利用推進、自転車の適正利用などの啓発を行い、放置自転車の数の減少や利用者のモラルに改善が見られておりますが、依然として放置自転車の解消には至っておりません。こうした状況の抜本的な改善を図るため、公共の場所に自転車の放置が発生しにくい環境を形成することを趣旨とした条例を制定して、啓発と規制の両面から解消を図ろうとするものであります。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する市の考え方
1	6 買物公園の商店街組合などとの協議や意見はどのようになっているのか。実際に買物公園へ自転車で「集う」人の意見が反映されているのか。	放置自転車対策検討懇談会では、商店街振興組合や大型店、地域の市民委員会や公募市民にも委員として御参加いただき、皆様の御意見等をいただいて施策を検討してきたところであります。こうした議論を経て策定しました条例骨子案等について、買物公園へ自転車で「集う」人の御意見等を伺うためにパブリックコメントを実施したものであります。
	7 この規制条例には『大反対』である。この条例は「計画」と深い関わりがあるため、土木部の単独での策定になじまない。	「計画」に係る市の部局も放置自転車対策検討懇談会の委員として、それぞれの立場から議論いただき、市として施策を検討して条例を策定するものであります。
	8 買物公園へ自転車で来街する者の多くは「計画」の区域内の住民等であると考えられることから、最低でもこの区域内での合意形成が必要ではないか。	懇談会には、中央地区市民委員会から御参加いただいております。今後、条例の対象となる地域には必要な説明を行い、御意見を頂戴して、合意形成を図る考えであります。
	9 「まちづくり基本条例」の策定を進めている市（職員）の皆さんの考え方が、従来の行政ガバナンスと一向に変わらないのであれば、「まちづくり基本条例」など必要ないということか。	駐輪場基本計画におけるソフト対策である自転車の放置禁止区域の設定などについて、市民や関係者から御意見や御提言をいただく場として放置自転車対策検討懇談会を設置しております。ここでの十分な議論と御意見等を踏まえて施策を検討、実施しようとするものでありますので、まちづくり基本条例の趣旨である市民主体のまちづくりに沿ったものと考えております。
10	第2回放置自転車対策検討懇談会を昨年7月19日に開催しているが、その前日の7月18日に「中央・新旭川（地域）まちづくり推進協議会」の市長との対話集会において、まちづくり推進委員への意見聴取を行い懇談会に反映させることができたのではないか。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する市の考え方
1	<p>11 「買物公園」のあり方については、自転車こそwelcomeの空間にすべきであり、自転車がより安全で快適な空間としてはどうか。そのためには、中心市街地全体での「自転車welcome」の空間づくりが必要、高齢化社会にあって移動手段としての自転車の役割は重要であり、高齢者が景観の犠牲になることがないようにすべきではないか。</p> <p>12 「買物公園」（平和通部）には必要ないが、冬期間の積雪対策にも関わる「自転車ブルーレーン」（自転車専用車道レーン）の検討をすべき。</p> <p>13 規制は何時でもできるものであり、旭川市は、この問題と関連のある「旭川市環境基本条例」や「旭川市公共交通ランドデザイン」など、これら全体の熟議（社会的合意形成）を市内部も含めてなされるべきである。</p>	<p>自転車は、誰もが気軽に利用でき、利用者の健康増進に資するなど、高齢者の移動手段としても重要な交通用具でありますので、御意見のとおり中心市街地の自転車利用環境の向上を図ることが望ましいと考えております。そのためには、駐輪需要に応じた駐輪施設の設置を推進していくとともに、条例によりこうした駐輪施設へ自転車を誘導することで、歩行空間を阻害する放置自転車の解消を図り、歩行者の安全と自転車利用環境の向上の両立を図ろうとするものであります。</p> <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>1 旭川市駐輪場基本計画を平成21年に策定し、平成25年4月には旭川駅前広場駐輪場等が利用できるようになったのであれば、平成24年に懇談会を行うべきではなかったのか。</p> <p>2 大型商業施設の近くなどの自転車ラックには、通勤・通学の自転車が駐輪されており、利用困難な状態にある。駐輪需要と駐輪施設の状況を考慮して、ラックを設置すべきではないか。また、自転車ラックの高い位置に自転車を駐輪するのは高齢者には困難である。</p> <p>3 区域の設定は、禁止区域を旭川駅～1条まで、規制区域を1条～4条まで、指導区域を4条～8条までとすべき</p> <p>4 放置自転車の撤去は、禁止区域は即撤去、規制区域は1週間、指導区域は2週間で撤去し、返還時の費用徴収の額を800円から1,000円にすべきと考える。</p>	<p>駐輪場が利用開始となった後の啓発活動等の効果や利用状況を踏まえて効果的な対策を検討するため、放置自転車対策検討懇談会を設置したものであります。</p> <p>多くの方が自転車ラックを利用できるよう、長時間駐輪する自転車については、駅前広場等の駐輪場への案内や誘導に努めるとともに、駐輪需要に応じた自転車ラックの設置を進めて参りたいと考えております。また、自転車ラックの形状についても検討して参ります。</p> <p>条例骨子案の禁止区域と規制区域につきましては、駐輪需要に応じた駐輪施設が整備された地域を区域指定の対象とするものでありますが、御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>放置自転車の撤去までの期間や、返還時の費用徴収の額について、御意見を参考に検討して参ります。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する市の考え方
3	<p>1 ・道路や駅前広場等の公共の場所での自転車の放置が生じ無い様に、自転車の所有者又は利用者（以下「自転車利用者等」）に対して、自転車を駐輪場等の正しい場所に駐輪しなければなら無い事（駐車秩序）を自転車利用者等が認識して実行する事を求め、歩行者が安心・安全に通行する事が出来る空間を確保するとともに、地域本来の良好な景観を回復する事で、人や車両等が円滑に行き交う事が可能と成る環境（交通環境）や市民の快適な生活や活発な商業活動等が営まれる為に必要な環境（生活環境）と都市に必要な機能の向上を図る事を目的とする。</p> <p>2 ・放置された自転車は撤去する。</p> <p>3 ・放置された自転車は、その自転車の利用者等に移動を命じ、一定期間経過後も放置している時にはその自転車を撤去する。</p> <p>4 ・放置された自転車を駐輪場等の適切な場への移動をその自転車の利用者等に命じ、又は市が移動する事が出来る物とする。</p> <p>5 ・放置された自転車の利用者等に駐輪場等適切な場所への移動を指導する。</p> <p>6 ・放置が公共の場所の管理上支障と成る場合には、その自転車を駐輪場等の適切な場所に市が移動する事が出来る物とする。</p> <p>7 ・その機能の低下を防止する為必要があると認める場合に於いて条例で定める所により放置自転車等を撤去。</p> <p>8 （その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立体駐輪場の工事を約10,000台を設置して欲しい。</li> <li>・旭川駅前に有る立体駐輪場の工事を約5,000台を設置して欲しい。</li> </ul>	<p>概ね本案と同内容の御意見と認められますことから、本案に御同意いただいたものと捉えます。</p> <p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>

No.	寄せられた御意見等	御意見等に対する市の考え方
4	<p>1 放置自転車について3日以上は罰金を1,000円徴収する。市内へ配布する。          持ち主の無い自転車はカンボジア等へ送る。          放置したらブザーが鳴るようにする（3日以上）          市で自転車預り所を作って100円頂く          自転車を売る時に、（自転車に）登録番号を刻印して市にも通知して活用する。          学校でも生徒に放置しない様に指導する          放置絶対禁止区域に放置したらブザー音発生を          自転車走行禁止の大きな看板を設置する          警察と協力し防止に努める          レンタカー自転車へ転用を考えてみる          広島ではビルの中へ100円で駐輪          自転車置場を各所に看板を立てる</p>	<p>御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>